

■ 賃金請求権の消滅時効期間の延長について ■



令和2年の通常国会において、「労働基準法の一部を改正する法律案」が提出され、未払い賃金等の請求権の時効が、**現在の2年から5年（当分の間、3年間）に延長**される見通しです。
 今後、労働者の請求によって残業代の未払い等の問題が発生したとき、事業主の負担が大きくなる可能性があります。

● 民法と労働基準法の債権（賃金債権含む）の消滅時効の関係性

現行の民法では・・・

- ①原則 一般債権の消滅時効は**10年**（民法第167条）
- ②特則 月又はこれより短い期間によって定められた使用人の**給料**に係る債権については**1年**（民法第174条）
- ※ **このルールによれば、特則が優先され、1年**

現行の労働基準法では・・・

- ①**賃金**（退職手当は除く）、災害補償その他の請求権の時効は**2年**
- ②退職手当は5年（労基法第115条）



改正後

労働基準法は、民法の特別法であり、労働者の権利保護の観点から賃金の請求権の時効は**2年**となりました。

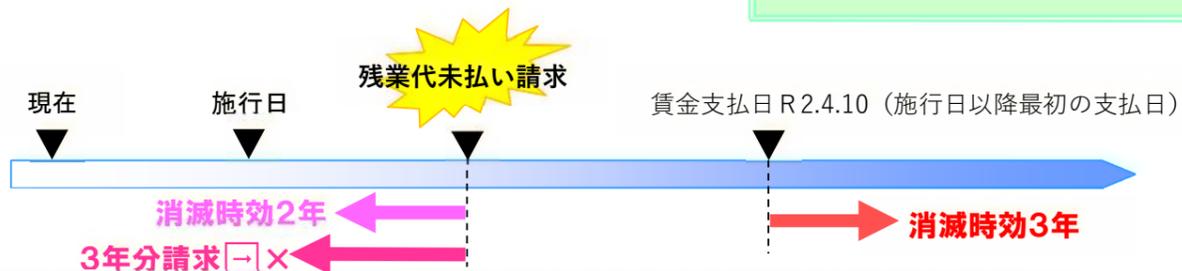
改正後

- ①原則 債権者が権利を行使することができることを**知った時から5年**（権利行使可能時から10年の範囲内）
- ※ **②特則は廃止**

◆令和2年4月1日施行◆（予定）

- ①**賃金の請求権の時効は民法同様に5年**（経過措置で、**当分の間は3年**）
- ※①災害補償等、②退職手当は改定なし

● 新たな消滅時効はいつの分から適用になるか



◆消滅時効の起算点は、客観的起算点（賃金支払日）であることが明確化されました。従って、施行日以後、最初に賃金支払日が到来する賃金請求権から消滅時効3年の対象となります。◆



最後に・・・

先日、セブン-イレブン・ジャパンが残業代の単純な計算誤りにより労働基準監督署から指摘を受け、4億9,000万円もの支払いが発生したというニュースがありました。
 正しく残業代の計算を行うことはもちろんのこと、適正な労働時間の管理を行うことにより、多額の未払い賃金請求を受けることのないよう、再度確認しておく必要があります。

《筆者：古谷野》

お知らせ

- 健康保険料・介護保険料の料率改定
 令和2年3月分から健康保険料・介護保険料の料率が改定されます。4月に支払う給与より変更になります。
 健康保険料【変更前】49.6/1000 → 【変更後】49.4/1000 ↓
 介護保険料【変更前】8.65/1000 → 【変更後】8.95/1000 ↑
- 高齢者の雇用保険料
 65歳以上の雇用保険料は、労働者負担分・事業主負担分が免除となっていました。令和2年3月で免除制度が終了しますので、4月以降は保険料の徴収が必要になります。
- 有給休暇5日取得の確認
 昨年4月1日に有休5日取得が義務化されましたが、実際に取得できているか確認をお願いします。

自然との共生



2月23日の休日、秩父の長瀬にある「宝登山」の「ロウバイ・梅まつり」を見学し、春一番に吹かれながら4時間ほどのハイキングしてきました。ロウバイも梅の花もとてもきれいでした。

わたしのひとこと

新型コロナウイルスはいつまで続くのでしょうか？
 3月15日までの期間で、多数の人が集まる行事等について自粛するよう政府からの要請が出ました。約2週間自粛することで、拡大は少なくなったとしても、全くこの肺炎が消滅するわけではなく、その後の扱いはどうなっていくのでしょうか？
 先日、民間のテレビを見ていたところ、ウイルスの専門医の方たちが、「民間のPCR検査法を政府がなぜ使わないのか、国民の不安を早急に取り除かなければならないのに政府の対応が遅い…」と反論されていました。4日熱が続いたら「保健所」…では国民を救えないということばに「なるほど！」と感じたところです。政府の縦割り行政が問題になっているのも遅さを招いているようです。自然災害による恐怖・ウイルス感染等何が起きても不思議ではない…ときなのですネ。
 鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

